

グループホーム『針木 虹の夢』重要事項説明書

あなた（またはあなたの家族）が利用しようと考えているグループホーム『針木 虹の夢』（以下「当施設」という。）について、利用の前に知っていただきたい内容の説明を致します。わからないこと、わかりにくいことがあれば質問してください。

1 認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供する事業者について

事業者名	有限会社 タオ
代表者氏名	大上 達也
所在地（連絡先）	高知市針木東町7番32号 電話番号 088（840）1144 F A X 番号 088（840）0662

2 利用者へのサービス提供を担当する事業所について

(1) 事業所の名称等

名 称	グループホーム『針木 虹の夢』
所在地（連絡先）	高知市針木東町7番32号 電話番号 088（840）1144 F A X 番号 088（840）0662
介護保険指定 事業者番号	3970101212
定 員	27名

(2) 事業の目的および運営方針

目 的	要支援（2）、要介護者で認知症の状態にある方に対し、適切な指定認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護のサービスを提供します。
運 営 方 針	認知症高齢者が、共同生活住居において自立した日常生活を営むことが出来るよう、家庭的な環境の下で入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話、機能訓練等を行います。 関係市町村、地域の保健、医療、福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(3) 職員体制（3ユニット）

職 種	職務内容	人員数
管 理 者	従業員の管理、利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行い、従業員に規定を遵守させるため指揮命令を行う	3 名

計画作成担当者	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成	3名以上
介護看護職員	介護その他の日常生活上のお世話、食事の提供、機能訓練等、医療機関との連携	21名以上

※研修の機会を設け、従業者の質の向上を図ります。

※勤務時間帯 早出（7：30～16：30）

遅出（10：00～19：00）・夜勤（17：00～9：00）

3 サービスの内容

- ①認知症対応型共同生活介護計画、介護予防認知症対応型共同生活介護計画（ケアプラン）の立案
- ②入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上のお世話、機能訓練等
- ③相談援助サービス

4 利用料金

(1)介護保険対象利用料金（令和6年4月1日改定 単位円）

要介護状態区分	自己負担額（一日当り）
要支援 2	749 円
要介護 1	753 円
要介護 2	788 円
要介護 3	812 円
要介護 4	828 円
要介護 5	845 円

※初期加算とは・・・利用者が施設に慣れるまでの様々な支援を評価する加算で、はじめの1ヶ月間のみ加算。入居後1か月以上の入院ののち再度入居した場合にも加算されます。・・・自己負担額 30 円（一日当り）

※医療連携加算（Ⅰ）とは・・・訪問看護ステーションとの連携により看護師を1名以上確保し、24 時間連絡可能な体制を整え、日常の健康管理や医療連携を強化する。重度化した場合における対応の指針を定め、入居の際に、利用者又はその家族等に対して、当該指針の内容を説明の上同意を得て、主治医、協力医との連携にて対処していく。・・・自己負担額 37 円（一日当り）尚、医療連携加算は要支援（2）は対象外であります。

※介護職員処遇改善加算（Ⅲ）とは・・・介護現場で働く介護職員の処遇を改善するという目的で設けられた加算で、基本料金の1000分の155を乗じた金額。

※入院時費用

入院による環境の変化が認知症の症状の悪化や行動・心理症状の出現につながりやすいことから、入居者の早期退院や退院後の安定した生活に向けた取組みを評価する加算。自己負担額 246 円（一日当たり）

(2) 介護保険対象外の利用料金

内 容	月 額 (30 日計算)	日 額
家 賃	48,000 円～51,000 円	1,600 円～1,700 円
光熱費 (ガス、水道、電気)	11,000 円	367 円
共益費 (エレベーターのメンテナンス、電気保安、非常警器点検、消防設備点検、清掃、共用部分の消耗品等)	12,000 円	400 円
食材料費	31,350 円	1,045 円 (朝 209 円、昼 418 円、夜 418 円)

- * 居室内の広さ、室内の設備により家賃は異なります。
- * 家賃は、月の途中で入退居した場合には、日割り計算となります。
- * 食材料費については、外泊した場合には(朝、昼、夕を食べない日は当日分を控除する)食費が日割り計算となります。
- * その他の費用が必要になったときは、その旨利用者またはご家族に説明し、同意を得たものに限り請求させていただきます。
- * 共益費には、エレベーターのメンテナンス、非常用機器の点検、電気保安管理、浄化槽点検、清掃管理、教養娯楽費、共有スペースでの日常生活上の消耗品 (共有トイレのトイレットペーパー、ティッシュペーパー等) を含みます。

(3) 支払方法

- ・請求書は、利用月の翌月 10 日までに発行しますので、その月の 20 日までにお支払い下さい。お支払いいただきますと領収証を発行いたします。
- ・お支払い方法は、①金融機関自動引き落とし (毎月 20 日) ②銀行振り込み③現金支払いがあります。入居契約時にお選び下さい。

5 秘密の保持

従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6 緊急時の対応方法

サービス提供中に利用者に緊急の事態が発生した場合、利用者の主治医、協力医療機関、看護師に速やかに連絡し、救急治療あるいは緊急入院等が受けられるようにします。

7 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 ふたばクリニック
- ・住 所 高知市役知町 15-7

・協力歯科医療機関

- ・名 称 野田歯科医院
- ・住 所 高知市朝倉丁 3 7 番地 1

8 非常災害対策

- ・管理者は、防火管理者を選任する。
- ・防火管理者は、定期的に消防用設備、救出用設備等を点検するものとする。
- ・防火管理者は、非常災害に関する具体的計画を立てるものとし、グループホーム針木虹の夢は、この計画に基づき、毎年 6 月及び 12 月に避難及び救出その他必要な訓練を行う。
- ・感染症や非常災害の発生時において、グループホームを継続的に運営するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（業務計画書）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ・従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- ・定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

9 相談窓口、苦情対応

(1) サービス提供に関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

グループホーム『針木 虹の夢』	施設長 池 澤 雅 人
-----------------	-------------

(2) 公的機関においても、次の機関に対して苦情の申し立てが出来ます。

市町村介護保険相談窓口	・各市町村役場
	・介護保険課苦情担当者
高知県国民健康保険団体連合会 (国保連)	所在地 高知市丸ノ内 2-6-5
	電話番号 088-820-8410・8411
	ファックス番号 088-820-8413
	受付時間 午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分

(苦情処理体制及び手順については最終頁に記載しております。)

10 事故発生時の対応

- ・事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により、事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。
- ・事業所は、事故発生時の状況及び事故に際して採った処置について記録し保存する。
- ・事業所は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。
- ・事業所は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

11 身体拘束

- ・当事業所においては、サービス提供に当って利用者本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他の自由な行動を制限する行為は行いません。
- ・やむを得ず身体拘束を行う場合においては、切迫性、非代替性、一時性の三要件を全て充たす場合であって、その必要性について事業所内で十分検討を行ったうえ本人・家族への説明と同意を得て行います。
- ・当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会を設置し、啓発するための研修を定期的に行います。

12 虐待防止

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・当事業所は、虐待防止のための指針を整備します。
- ・当事業所は、従業者に対する人権擁護・虐待防止・身体拘束廃止の委員会を設置し、啓発するための研修を定期的に行います。
- ・当事業所は、従業者が支援にあたっての悩みや苦情を相談できるメンタルヘルス・ハラスメント（ご利用者・ご家族含む）体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

13 内部・外部評価の開示

- ・事業所が提供しているサービスについて、第 3 者の立場から客観的視点で行われる外部評価の結果と、当該評価を受ける前に行った自己評価の結果を対比して、両者の異同に付いて考察した上で、外部評価の結果を踏まえ総括的な評価を行うこととし、これによって、サービスの質の確保と向上を図り、その評価を開示する。

14 運営推進会議

- ・利用者・利用者家族・市町村職員・地域の代表者に対し提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業者による利用者の『抱え込み』を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ります。尚 2 ヶ月毎に開催いたします。尚、会議の内容について記録の公表・開示しております。

15 退居時の援助

- ・契約の解約、あるいは終了により利用者がグループホームを退去する時は、居宅介護支援事業・介護予防支援事業所または他の保健機関もしくは、福祉サービス機関と連携して、利用者及び利用者代理人に対して、円滑な退去のために必要な援助を行います。

16 医療連携体制

- ・訪問看護事業所有限会社ナースケアの看護師との 24 時間連絡可能な体制を整え、①利用者に対する日常的な健康管理やグループホーム職員に対し医療面からの適切な助言・指導を行います。②24 時間連絡可能な体制をとるとともに、通常時及び特に利用者の状態悪化時には医療機関（主治医）との連絡・調整を行います。③看取りに関する指針の整備。

17 衛生管理など

- ・事業所は、利用者の使用する設備、食器その他の備品などについて、衛生的管理に努め、

又は衛生上必要な措置を講じる。

- ・空調設備などにより、施設内の適温の確保に努めるとともに換気を十分に行う。
- ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための対策を検討する委員会を設置し、おおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ・事業所における感染症の予防及び蔓延防止のための指針を整備しています。
- ・従業者に対し、感染症の予防及び蔓延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

18 その他運営に関する重要事項

- ・研修・・・事業所は、介護従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。
 - ・採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - ・継続研修 年1回
- ・認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護を提供するために、市町村や国保連合会が行う調査に協力するとともに、市町村や国保連合会からの指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- ・この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は有限会社タオと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

19 第三者評価

- ・当該事業所は、外部評価ならびに運営推進会議にて第三者評価を行っています。

グループホーム利用者の権利

グループホームは、認知症によって自立した生活が困難になった方々に対して、安心と尊厳のある生活を営むことを支援するためのものです。それは、家庭的ななじみのある環境、少人数の親しみのある人間関係、あるがままを受け入れる温かい雰囲気、それまで慣れ親しんできた生活の継続と残された能力をできるだけ活かした生活の組み立てによってもたらされます。

グループホームの利用者には、認知症についての正しい理解および介護サービスについての専門的な知識と技術を持つ職員チームによって、一人ひとりの状況と希望に合わせた適切な介護サービスを受ける権利があります。

全国認知症グループホーム協会は、利用者が当然持つものとして、下記の10の権利とサービス提供者が守るべき10の倫理綱領を表明します。本会を構成するすべての者は、これらを尊重し守ることを誓います。

また、利用者とその家族が権利を行使することによって、いかなる不利益を受けることがないことも併せて宣言します。

利用者と家族等は以下の権利を事業者に対して主張することができます。

1. 独自の生活歴を有する個人として尊重され、プライバシーを保ち、尊厳を維持する権利
2. 生活や介護サービスにおいて、十分な情報が提供され、個人の自由や好み、および主体的な決定が尊重される権利
3. 安心感と自信をもてるよう配慮され、安全と衛生が保たれた環境で生活する権利
4. 自らの能力を最大限に発揮できるよう支援され、必要に応じて適切な介護を継続的に受ける権利
5. 必要に応じて適切な医療を受けることについて援助を受ける権利
6. 家族や大切な人との通信や交流の自由が保たれ、個人情報を守られる権利
7. 地域社会の一員として生活し、選挙その他一般市民としての行為を行う権利
8. 暴力や虐待および身体的精神的拘束を受けない権利
9. 生活や介護サービスにおいて、いかなる差別を受けない権利
10. 生活や介護サービスについて職員に苦情を伝え、解決されない場合は、専門家または第三者機関の支援を受ける権利

グループホームの倫理綱領

私たちグループホームで働くすべての者は、認知症によって自立した生活が困難になった方々の安心と尊厳のある生活を守るため力を尽くすことに、使命感と誇りを感じています。

グループホームの利用者は自分で自分を守ることが難しくなっております。また、介護サービスは、利用者のプライバシーを守るため、人目に触れない形で提供されるという特性を持っています。それだけに、グループホームで働く私たちは常に公正でなければならないと自覚しています。

私たちは利用者の利益を守ることを第一に考え、自らの行動の規範として以下の倫理綱領を守ることを誓います。このことは、利用者の安心と尊厳のある生活を守ると共に、グループホームに対する社会の信頼感を高め、ひいてはグループホーム事業の存続と発展に資するものと信じます。

認知症になっても住み慣れた町でふつうの生活が続けることができるグループホームが、多くの地域で生まれ、明るい長寿社会づくりに役立つようにしたいという私たちの夢が実現することを心から願っています。

1. 私たちは、利用者を個人として尊重し、プライバシーを守り、安心と尊厳のある生活を実現するよう努めます。
2. 私たちは、利用者が主体的な決定を行えるよう支援しその決定を尊重します。
3. 私たちは、利用者が安らぎと自信を感じることができ、かつ安全と衛生が保たれた環境で生活ができるよう援助します。
4. 私たちは、利用者がその能力を最大限に発揮できるように努め、適切な介護を継続的に行うとともに、適切な医療が受けられるよう援助します。
5. 私たちは、利用者が家族や大切な人との通信や交流がはかれるよう支援し、個人の情報を厳重に守ります。
6. 私たちは、グループホームを地域に開かれたものにするとともに、利用者が地域社会の一員として生活することを支えます。
7. 私たちは、暴力や虐待および身体的精神的拘束を必要としない状態を作り出すように、スタッフの行為、言葉がけ、不安定な孤独感、苦痛を感じさせないよう、ケアしていきます。
8. 私たちは、いかなる理由においても差別は行いません。
9. 私たちは、苦情を前向きにとらえ、職員チームが一体となってより良いサービスにつながるよう努力します。
10. 私たちは、この事業の社会的責任を認識し、介護サービスに携わる者としての研鑽に努めるとともに、健全な運営によってサービスの継続性を確保するよう努力します。

針木 虹の夢は、入居者・ご家族からのご意見や苦情は、サービスの質の向上につながる、貴重なものと受け止めております。

いただいたご意見や苦情は、その内容に応じた改善策を検討し、解決に向けて努力いたします。苦情受付の窓口は職員が担当しておりますので、ご遠慮なくお申し付け下さい。

その他、公的機関（国保連合会・各市町村介護保険課）にも苦情相談の窓口があります。いただいたご意見や苦情は、以下のような対応方法をとらせていただきます。

苦情受付対応システム

